

返金制度について

返戻金制度
採用決定者が入社後、自己都合による退職もしくは採用決定者の責による解雇（以下、「退社等」という。）となった場合、銀行にその旨を退社等の日より1ヶ月以内に通知した場合に限り、銀行は手数料の一部を以下のとおり返還するものとする。ただし、退社等が採用者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。
・退社等の日が入社日から1ヶ月未満の場合：報酬の80% ・退社等の日が入社日から1ヶ月超3ヶ月以内の場合：報酬の50% ・退社等の日が入社日から3ヶ月超6ヶ月以内の場合：報酬の5%

事業所の名称 株式会社静岡銀行

事業所の所在地 静岡市清水区草薙北 2-1 しずぎん本部タワー14階